

事務連絡
令和2年2月28日

(一社) 全国住宅産業協会 御中

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課
住宅局 住宅生産課

基準日前6ヶ月間に引き渡した新築住宅の戸数が0である事業者に係る
住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日届出制度の周知について

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）においては、第12条第1項の規定に基づき、新築住宅を引き渡した宅地建物取引業者は、基準日（3月31日、9月30日）ごとに、住宅販売瑕疵担保保証金の供託又は住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、免許を受けた行政庁に届け出なければならない（以下「基準日届出」という。）こととされているところです。

この点、平成28年度に規制改革推進会議の下に設けられた行政手続部会において、手続件数が年間10,000件を超えるもの（基準日届出手続きを含む。）については、行政手続コストを3年間で20%削減することとされており、基準日届出手続きの負担軽減のため、添付書類の削減等を図る必要があります。

以上を踏まえ、基準日前6ヶ月間に引き渡した新築住宅が0戸である事業者の基準日届出手続きに係る保険契約締結証明書の取り扱いについて、以下、周知します。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の宅地建物取引業者に対し、本件に係る周知をお願いしたく、別添のとおり注意喚起文書を作成しましたので、本文書を活用し、制度の周知にご協力を賜りますようお願いいたします。

記

基準日前6ヶ月間に引き渡した新築住宅の戸数が0である事業者は、当該基準日に係る届出手続きにおいては、住宅瑕疵担保責任保険法人から送付される保険契約締結証明書の添付は不要です。

#

注 意 喚 起

基準日前6ヶ月の間の新築住宅の引き渡し戸数が0である
建設業者・宅地建物取引業者の皆様へ

基準日前6ヶ月の間に
新築住宅引き渡し戸数が0である場合、
保険契約締結証明書の**添付**は不要です！

1. 届出に必要な書類

基準日における届出手続に必要な書類は「**届出書**」のみです。

住宅瑕疵担保責任保険法人から送付される保険契約締結証明書を添付する必要はありません。



保険法人から送付される締結証明書が「0」の事業者

2. 届出書の作成

①建設業者の方の場合

「住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結状況の届出書」（左上に「第一号様式（第五条関係）」と記載のある書類です。）

②宅地建物取引業者の方の場合

「住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結状況の届出書」（左上に「第七号様式（第十六条関係）」と記載のある書類です。）

3. 届出書の提出

届出書を基準日から3週間以内に建設業許可を受けている行政庁または、宅地建物取引業免許を受けている行政庁に提出してください。

4. 基準日届出等に関する情報サイト

届出に必要な情報などを充実させていますので、是非ご活用ください！

○「住まいのあんしん総合支援サイト」URL

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>



国土交通省

土地・建設産業局 建設業課

不動産業課

住宅局

住宅生産課

住宅瑕疵担保対策室